

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松江市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行いもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

松江市長

## 公表日

令和8年3月18日

# I 関連情報

<b>1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務</b>	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	<p>・日本国憲法第25条の理念及び生活保護法に基づき、生活に困窮している方に対しその困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、最低限度の生活ができるよう保障するとともに、自分の力で生活ができるよう援助を行っている。</p> <p>・「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)」による、保護の決定及び実施等に関する事務を行う。</p> <p>・特定個人情報ファイルは次の事務に使用している。①生活保護の実施、②生活保護の開始若しくは変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答、③職権による生活保護の開始又は変更、④生活保護の停止又は廃止、⑤就労自立給付金又は進学・就職準備給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答、⑥保護に要する費用の返還、⑦徴収金の徴収に関する事務に活用。</p>
③システムの名称	・生活保護システム ・中間サーバー ・番号連携サーバー ・医療保険者等向け中間サーバー等 ・統合専用端末 ・既存住民基本台帳システム
<b>2. 特定個人情報ファイル名</b>	
生活保護情報ファイル	
<b>3. 個人番号の利用</b>	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表の23の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令(令和6年デジタル庁・総務省令第8号) 表第1項
<b>4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携</b>	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13,14,18,20,28,37,40,42,43,48,49,53,59,63,69,74,75,76,86,87,89,96,108,125,132,141,144,151,155,158,161,162,167,168,169,170,171,172の項  【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42,43,161,162の項
<b>5. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	松江市 健康福祉部生活福祉課
②所属長の役職名	生活福祉課長
<b>6. 他の評価実施機関</b>	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	松江市 総務部総務課 〒690-8540 島根県松江市末次町86番地 Tel.0852-55-5555(代表)
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	松江市 政策部デジタル戦略課 〒690-8540 島根県松江市末次町86番地 Tel.0852-55-5555(代表)
⑨規則第9条第2項の適用	[ ]適用した
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <span>[ 十分である ]</span> <div style="text-align: right;"> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <span>[ 十分である ]</span> <div style="text-align: right;"> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
判断の根拠	<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力</li> <li>・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管</li> <li>・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄</li> </ul>

9. 監査	
実施の有無	[ <input type="checkbox"/> ] 自己点検      [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> 十分に行っていない <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> 課題が残されている <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	① 内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)による政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群(「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」中「第3部 情報の取扱い」、「第5部 情報システムのライフサイクル」、「第6部 情報システムの構成要素」、「第7部 情報システムのセキュリティ要件」、「第8部 情報システムの利用」等)及びそれに基づく各府省庁ポリシーを遵守している。(評価実施機関が政府機関の場合のみ)② 地方公共団体においては、地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン等を参考に地方公共団体において策定した情報セキュリティポリシー等(第3編第2章中「2. 情報資産の分類と管理」、「3. 情報システム全体の強靱性の向上」、「4. 物理的セキュリティ」、「6. 技術的セキュリティ」等)を遵守している。③ 漏えい・滅失・毀損を防ぐために、物理的安全管理措置や技術的安全管理措置を実施している。④ 特定個人情報ファイルの滅失・毀損が発生した場合に復旧できるよう、バックアップを保管している。⑤ 過去の漏えい等事案を踏まえた、再発防止策を実施している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月16日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	・生活保護システム・中間サーバー ・番号連携サーバー	・生活保護システム・中間サーバー ・番号連携サーバー ・医療保険者等中間サーバー等 ・統合専用端末	事前	
令和4年1月16日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二の9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項 ・番号法第19条第14号 ・行政手続きにおける特定の個人情報を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の15項(平成26年内閣府・総務省令第7号 以下「別表第二令」という。)第8、9、11、12、17、19、20、21、22、28、32、33、35、39、44、47、52、53、55条 【情報照会の根拠】 ・番号法19条第7号 別表第二の28の項 ・別表第二令 第19条	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二の9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項 ・番号法第19条第17号 ・行政手続きにおける特定の個人情報を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の15項(平成26年内閣府・総務省令第7号 以下「別表第二令」という。)第8、9、11、12、17、19、20、21、22、28、32、33、35、39、44、47、52、53、55条 【情報照会の根拠】 ・番号法19条第8号 別表第二の28の項 ・別表第二令 第19条	事後	デジタル社会の形成を図るための関係法令の整備に関する法律の公布に伴う行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正があったため
令和4年9月17日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	・生活保護システム・中間サーバー・番号連携サーバー ・医療保険者等向け中間サーバー等・統合専用端末	・生活保護システム・中間サーバー・番号連携サーバー ・医療保険者等向け中間サーバー等・統合専用端末 ・既存住民基本台帳システム	事前	
令和4年9月17日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の15の項 ・行政手続きにおける特定の個人情報を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の15項(平成26年内閣府・総務省令第5号)第15条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表の23の項	事前	
令和4年9月17日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二の9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項 ・番号法第19条第17号 ・行政手続きにおける特定の個人情報を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の15項(平成26年内閣府・総務省令第7号 以下「別表第二令」という。)第8、9、11、12、17、19、20、21、22、28、32、33、35、39、44、47、52、53、55条 【情報照会の根拠】 ・番号法19条第8号 別表第二の28の項 ・別表第二令 第19条	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 13,14,18,20,23,31,40,42,43,48,53,59,63,69,74,75,76,86,87,89,96,108,125,132,141,144,151,155,158,161,167,168,169,170,171,172の項 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42,43,161,162の項	事前	
令和4年9月17日	1. 対象人数 いつ時点の集計	令和5年12月1日時点	令和6年9月1日時点	事前	
令和4年9月17日	2. 取扱件数 いつ時点の集計	令和5年12月1日時点	令和6年9月1日時点	事前	
令和4年9月17日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・特定個人情報ファイルは次の事務に使用している。(1)生活保護の実施、(2)生活保護の開始若しくは変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答、(3)職権による生活保護の開始又は変更、(4)生活保護の停止又は廃止、(5)就労自立給付金又は進学・就職準備給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答、(6)保護に要する費用の返還、(7)徴収金の徴収に関する事務に活用。	・特定個人情報ファイルは次の事務に使用している。(1)生活保護の実施、(2)生活保護の開始若しくは変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答、(3)職権による生活保護の開始又は変更、(4)生活保護の停止又は廃止、(5)就労自立給付金又は進学・就職準備給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答、(6)保護に要する費用の返還、(7)徴収金の徴収に関する事務に活用。	事前	
令和7年1月30日	1-5-① 部署	松江市 福祉部生活福祉課	松江市 健康福祉部生活福祉課	事後	
令和7年1月30日	1-7 請求先	〒690-0876	〒690-8540	事後	誤表記の修正
令和7年1月30日	1-8 連絡先	〒690-0876	〒690-8540	事後	誤表記の修正
令和7年1月30日	II-1 いつ時点の計数か	令和6年9月1日時点	令和6年12月1日時点	事後	
令和7年1月30日	II-2 いつ時点の計数か	令和6年9月1日時点	令和6年12月1日時点	事後	
令和7年1月30日	IV-2 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	特にかを入れている	十分である	事後	
令和7年1月30日	IV-3 目的を超えた届け付けが行われるリスクへの対策は十分か	特にかを入れている	十分である	事後	
令和7年1月30日	IV-3 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	特にかを入れている	十分である	事後	
令和7年1月30日	IV-4 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	特にかを入れている	十分である	事後	
令和7年1月30日	IV-5 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	特にかを入れている	十分である	事後	
令和7年1月30日	IV-6 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	特にかを入れている	十分である	事後	
令和7年1月30日	IV-6 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	特にかを入れている	十分である	事後	
令和7年1月30日	IV-7 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	特にかを入れている	十分である	事後	
令和7年1月30日	IV-8 人手を介在させる作業	—	項目追加	事後	様式変更による追加
令和7年1月30日	IV-10 従業員に対する教育・啓発	特にかを入れて行っている	十分に行っている	事後	
令和7年1月30日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策	—	項目追加	事後	様式変更による追加
令和4年2月27日	1-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 13,14,18,20,23,31,40,42,43,48,53,59,63,69,74,75,76,86,87,89,96,108,125,132,141,144,151,155,158,161,167,168,169,170,171,172の項 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42,43,161,162の項	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 13,14,18,20,23,31,40,42,43,48,53,59,63,69,74,75,76,86,87,89,96,108,125,132,141,144,151,155,158,161,167,168,169,170,171,172の項 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42,43,161,162の項	事前	
令和4年9月18日	1-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・特定個人情報ファイルは次の事務に使用している。(1)生活保護の実施、(2)生活保護の開始若しくは変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答、(3)職権による生活保護の開始又は変更、(4)生活保護の停止又は廃止、(5)就労自立給付金又は進学・就職準備給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答、(6)保護に要する費用の返還、(7)徴収金の徴収に関する事務に活用。	・日本国憲法第25条の理念及び生活保護法に基づき、生活に困窮している方に対しその困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、最低限度の生活ができるよう確保するとともに、自分の力で生活ができるよう援助を行っている。 ・「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社務省第382号厚生社会政策課通3)」による、保護の決定及び実施等に関する事務を行う。 ・特定個人情報ファイルは次の事務に使用している。(1)生活保護の実施、(2)生活保護の開始若しくは変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答、(3)職権による生活保護の開始又は変更、(4)生活保護の停止又は廃止、(5)就労自立給付金又は進学・就職準備給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答、(6)保護に要する費用の返還、(7)徴収金の徴収に関する事務に活用。	事前	
令和4年9月18日	1-3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表の23の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表の23の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表の23の項	事前	